

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和8年6月11日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市財政局管財部契約管理課調整係(電話 011-211-2152)
メールアドレス：ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称(計6件)

- ア 東区役所・東区民センター警備業務
- イ 桑園まちづくりセンター等機械警備業務
- ウ 伏古本町まちづくりセンター機械警備業務
- エ 菊の里まちづくりセンター等庁舎機械警備業務
- オ 平岸会館庁舎機械警備業務
- カ 清田中央総合会館機械警備業務

(2) 調達案件の仕様、履行場所等

入札説明書による。

(3) 履行期間

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ次のとおりとする。ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

- ・アの案件 : 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで(3年)
- ・イ及びウの案件 : 令和8年10月1日から令和13年9月30日まで(5年)
- ・エからカまでの案件 : 令和8年9月30日から令和13年9月30日まで(5年)

(4) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 調達方法の概要

本案件は、業務仕様書の全部又は一部の履行に係る委託料(業務価格)の積算にあたり、入札参加者から参考見積書の提出を求める「見積活用方式」を採用する。

委託料(業務価格)の積算に必要な資料として、見積価格を記載した参考見積書の提出

を求め、その妥当性が確認された見積価格を活用し、予定価格作成の資料とする。

(6) 電子契約サービスの利用

本告示案件は、電子契約サービスの利用対象となっている。

電子契約サービスは、記名押印による契約書の作成に代わり、クラウドシステム上にアップロードした契約書データに電子署名を施すことで、契約を締結する仕組みである。

電子契約サービスを利用する場合は、「電子契約利用同意書」を提出する必要があるため、6(3)に基づき提出すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)(以下「入札参加資格者名簿」という。)において、業種が大分類「一般サービス」、中分類「警備業」、小分類「機械警備業」に単体企業にて登録があること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d その他業務を執行する者であって、aからcまでに掲げる者に準ずる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 上記2(1)のアの案件(常駐警備との併用)のみに適用する資格
- ア 入札参加資格者名簿の登録情報として、等級区分がA又はB等級の者で、かつ、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
 - イ 上記アの事業所が社会保険適用事業所及び労働保険加入事業所である証として、入札告示日前後に納付期限が到来する次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ納付証書等(写)を提出できること。なお、対象となる納付証書(領収書等)は、通常の納付サイクルに基づく納期内納付のものに限る。
 - a 被用者(健康、厚生年金、介護)保険料：直近3カ月分の納付証書(領収書等)
 - b 労働(労災及び雇用)保険料：全期分(分割納付の場合直近3期分)の納付証書(領収書等)
 - ウ 本市が定める「個人情報取扱事務委託等の基準」第5項に基づき、様式2「特定個人情報等取扱安全管理基準適合申出書」を提出し、承認を得られる者であること。
- (7) 上記(2)の登録に関する資格要件
- 警備業法第2条第1項1号に定める施設警備に係る警備業の認定を受け、かつ、同法第40条に定める機械警備業務を行おうとする際の届出のほか、札幌市内の事業所に係る営業所設置等及び機械警備業務関係の届出を行っているものであること。
- (8) 本公告に示した警備業務の遂行に関する賠償責任保険(参加者が請負う警備業務すべてが補償対象となるものに限る。)に加入していること。ただし、次に該当するものを除く。
- ア 個別業務のみ補償対象とした損害賠償責任保険
 - イ 入札告示日以降に新規に加入した損害賠償責任保険(更新を除く。)
- (9) 入札告示日を起点とした過去5年間において、機械警備業務の履行実績を1年以上(日常的に監視しているものに限る。)有していること。
- なお、上記2(1)のアの案件(常駐警備との併用)にあつては、当該実績のほか常駐警備の履行実績を1年以上(従事者が日々常駐して警備業務を履行するものに限る。)有していること。
- (10) 上記2(5)に基づき、参加希望案件個々に機械警備業務の遂行に係る委託料(業務価格)の積算に必要な参考見積書を提出できる者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。なお、契約条項及び入札説明書(仕様書等を除く。)は、札幌市のホームページ内の「入札契約案件情報-財政局管財部-集約対象役務分」のページからダウンロードできる。

(2) 入札書等の提出期限

封印した入札書及び参考見積書を、それぞれ次に掲げる提出期限までに、上記1
あてに持参又は送付により提出しなければならない。

ア 参考見積書(上記3(ロ)を証する書類)

提出期限：令和8年7月3日(金) 16時00分(送付の場合は必着のこと。)

イ 入札書

提出期限：令和8年8月4日(火) 16時00分(送付の場合は必着のこと。)

(3) 開札の日時及び場所

ア 開札日時：上記2(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

- ・アの案件 令和8年8月6日(木) 9時30分
- ・イの案件 令和8年8月6日(木) 9時50分
- ・ウの案件 令和8年8月6日(木) 10時10分
- ・エの案件 令和8年8月6日(木) 10時30分
- ・オの案件 令和8年8月6日(木) 10時50分
- ・カの案件 令和8年8月6日(木) 11時10分

上記開札時間は、あくまでも想定時間であり、状況によっては時間を繰上げて
開札を行う場合がある。

イ 開札場所：ア～カの案件すべて次のとおりとする。

札幌市役所本庁舎14階北側入札室(札幌市中央区北1条西2丁目)

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入
札、札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得(平成15年9月10日管
財部長決裁)第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

6 落札者の決定

(1) 最低制限価格の設定 有

(2) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、
最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)
した者を落札候補者として、落札を保留のうえ以下イの審査を行い、その結果、入
札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査する（事後審査方式）。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出ること。

なお、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスを使用すること。

指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(3) 電子契約利用同意書の提出

電子契約サービスを利用する場合にあっては、札幌市のホームページ内の「電子契約の手続き方法（集約対象役務分）」又は次のURLから、「電子契約利用同意書」をダウンロードのうえ、上記(2)イに定める資格審査書類とともに提出すること。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/denshikeiyaku/denshikeiyaku_ekimu.html

7 契約締結

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額を一年間に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

8 その他

詳細は入札説明書による。